

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のおり公表する。

平成二十八年十月七日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	鈴 木 聖 二
埼玉県監査委員	諸 井 真 英

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	熊谷特別支援学校	平成 28 年 6 月 17 日 (第 2807 号)	平成 26 年度の「浄化槽維持管理業務委託」(532,872 円)の一部業務の再委託について、書面による承諾手続を行っていなかったことは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を事務職員に周知し共有するとともに、財務事務に関する研修会を実施し、契約事務の注意点について再確認を行った。 また、契約時に、出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用し、法令はもちろん契約書の規定をよく確認し今般の承認手続に係る書類などの必要書類の添付についても経理員や事務室長などライン全体による確認を徹底することとした。
教育局	熊谷特別支援学校	平成 28 年 6 月 17 日 (第 2807 号)	平成 26 年度の「自動ドア設備保守管理業務委託」(101,520 円)について、2 者以上の相手方から見積書を徴取する必要があるにもかかわらず、1 者のみの徴取で随意契約をしたことは、不適切であった。	再発防止のため、監査結果を事務職員に周知し共有するとともに、財務事務に関する研修会を実施し、契約事務の注意点について再確認を行った。 また、契約者決定時に出納総務課作成の「財務に関するチェックシート(契約編)」を活用し、法令等で定められた見積書の徴取等基本的な財務関係規程の遵守について経理員や事務室長などライン全体に徹底することとした。